

(別紙 2)

環境測定分析功労者表彰に係る細則

一般社団法人 日本環境測定分析協会

(目 的)

第1条 この細則は、表彰規程（昭和56年5月8日制定）第9条に基づき、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「協会」という。）が、環境測定分析業務に永年にわたり従事し、豊かな実務経験と練熟した技術能力を有し、環境測定分析事業の振興に寄与したと認められる者を環境測定分析功労者として表彰する場合の手続き等について定める。

(表彰の対象)

第2条 対象者は、法人正会員に所属する者とする。

(選考の基準)

第3条 選考の基準は、次の各号に全て該当する者とする。

- (1) 環境測定分析事業に満10年以上従事した者。
- (2) 環境測定分析業務に豊かな実務経験と練熟した技術能力を有する者。
- (3) 所属事業所の代表者が推薦する者。

(候補者の申請)

第4条 法人正会員の代表者は、当該法人正会員に所属する者について前条に該当する者と認め、候補者として推薦する場合には、別に定める様式により申請書を協会に提出するとともに、審査手数料を支払うものとする。

2. 前項に定める審査手数料は、1候補者当たり10,000円とする。

(表彰の選考)

第5条 企画・運営委員会（以下、「委員会」という。）は、前条に基づき提出された書類を審査し、表彰を受ける者（以下、「被表彰者」という。）を選定し会長に推薦する。

(表彰者の決定)

第6条 会長は、委員会の推薦に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰に当たっては、被表彰者に対して表彰状を授与するとともに、記念品を贈呈する。

(記 録)

第8条 協会は、表彰を受けた者を「環境測定分析功労者名簿」に登録し、永くその栄誉を記録する。

(附 則)

1. 昭和56年5月8日制定
2. 平成17年10月28日一部改正
3. 平成21年5月20日に改正し、同日より適用する。
4. 平成24年9月6日に一部改正し、同日より適用する。